

異議をとどめない債権譲渡の承諾と譲受人の過失

——最二小判平成27年6月1日民集69巻4号672頁——

今尾 真

【事実の概要】

平成4年2月28日、貸金業者Aは、X（原告・被控訴人・上诉人）との間で金銭消費貸借取引（以下、「本件取引」という）によって生じた貸金債権をY（被告・控訴人・被上诉人）に譲渡した（以下、「本件債権譲渡」という）。本件債権譲渡の契約書には、本件取引に平成8年改正前の旧貸金業法43条1項の適用があることを前提に（同条項の適用があるとされる場合には、債務者が貸金業者に利息として支払ったものが利息制限法1条1項所定の制限を超えていたとしても、①任意の支払いであり、②弁済金の受領時に旧貸金業法8条1項所定の事項を記載した書面〔以下、「18条書面」という〕が交付されているなどの要件を充足していれば、有効な利息の債務の弁済とみなすものとされていた：「みなし弁済規定」、上記貸金残債権はいかなる抗弁にも服さない旨の記載がなされていた。本件取引に旧貸金業法43条1項の適用があったとした場合、平成4年2月28日における貸金残債権の元本額は「46万2921円」であった（みなし弁済規定の適用については、最高裁平成8年の判決で厳格な判断がなされたが、本件債権譲渡はそれより以前になされたものである）。そして、AおよびYは、平成4年3月18日頃、Xに対して、貸金残債権の元本額が「46万2921円」である旨表示して本件債権譲渡の通知をし、同月21日頃、XがYに対し、民法468条1項に定める異議をとどめない承諾をした。しかし、本件取引には、旧貸金業法43条1項のみなし弁済の適用はなく、Xの支払った制限超過部分は元本に充当され、元本額は「33万9579円」に減少する状況であった（以下、このことを「本件事由」という）。その後、Xは、Yに対し、過払金返還請求訴訟を提起した。これに対して、Yは、みなし弁済規定の適用を主張するとともに、仮にその適用がないとしても、Xは、異議をとどめない承諾をしていることから、Aに対する本件事由をYに対抗できないと反論して、争った。

第1審（名古屋地判平成26・1・17）はXを勝訴させた。その理由は、i）Xの異議をとどめない承諾に意思表示に関する錯誤規定の類推適用があることを前提に、Xの錯誤は動機の錯誤であるが、黙示の表示がありかつ要素の錯誤に当たるので、Xの承諾は無効である。ii）本件取引にみなし弁済規定の適用はなく、また、Yは、みなし弁済規定の適用があると認識し、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむ得ない特段の事情があるときでない限り、悪意の受益者と推定される（最判平成9・7・13民集61巻5号1980頁参照）。本件では、XがYに本件事由を対抗でき（みなし弁済規定の適用がなく）、Yが悪意の受益者であるとして、Yに対して元本額を33万円余りと利息の支払いを命じた。

これに対し、原審（名古屋高判平成26・6・13民集69巻4号692頁）は第1審の判決を覆した。すなわち、本件取引にみなし弁済規定の適用はないが、当時この規定の適用について厳格な判断

共同研究：債権法改正を考える

を示した最判平成18・1・13（民集60巻1号1頁）がまだ出ておらず、この判決よりも緩やかな解釈を採る裁判例や学説も相当程度存在していたことを前提に、Yは本件事由について悪意または重大な過失があったと認めることはできないとして、Xの請求を退けた。

そこで、Xは、本件債権譲渡当時、Yは本件抗弁事由について悪意ないし重過失があったので、原審判決には法令の解釈適用の誤り、審理不尽の違法があるとして、上告受理申立てをした。

〔判旨〕 破棄差戻し。

「民法468条1項前段は、債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができないとするところ、その趣旨は、譲受人の利益を保護し、一般債権取引の安全を保障することにある（最高裁昭和42年(ワ)第86号同年10月27日第二小法廷判決・民集21巻8号2161頁参照）。そうすると、譲受人において上記事由の存在を知らなかったとしても、このことに過失がある場合には、譲受人の利益を保護しなければならない必要性は低いというべきである。実質的にみても、同項前段は、債務者の単なる承諾のみによって、譲渡人に対抗することができた事由をもって譲受人に対抗することができなくなるという重大な効果を生じさせるものであり、譲受人が通常の注意を払えば上記事由の存在を知り得たという場合にまで上記効果を生じさせるというのは、両当事者間の均衡を欠くものといわざるを得ない。

したがって、債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をした場合において、譲渡人に対抗することができた事由の存在を譲受人が知らなかったとしても、このことについて譲受人に過失があるときには、債務者は、当該事由をもって譲受人に対抗ことができると解するのが相当である。」

〔若干の検討〕

一 問題の所在

1 平成18年改正前の旧利息制限法と旧貸金業法との関係

→旧利息制限法1条1項^{※1}所定の制限利率を超えるいわゆる超過利息分は、旧貸金業法43条1項（「みなし弁済」規定）の要件（①任意支払い、②受取証書の交付）^{※2}を充足せず、超過利息分の支払いが有効な利息の支払いとみなされなければ、当該超過利息部分は元本に充当され（最大判昭和9・11・18民集8巻9号1868頁）、貸金債権の残元本額は減少。

※1 旧利息制限法第1条

「① 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合	年二割
元本が十万円以上百万円未満の場合	年一割八分
元本が百万円以上の場合	年一割五分

- ② 債務者は、前項の超過部分を任意に支払ったときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。」

※旧貸金業規制法43条項

「① 貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。）の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、同法第一条第一項に定める利息の制限額を超える場合において、その支払が次の各号に該当するときは、当該超過部分の支払は、同項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなす。

- 一 第十七条第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により第十七条第一項に規定する書面を交付している場合又は同条第二項から第四項まで（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により第十七条第二項から第四項までに規定するすべての書面を交付している場合におけるその交付をしている者に対する貸付けの契約に基づく支払
- 二 第十八条第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により第十八条第一項に規定する書面を交付した場合における同項の弁済に係る支払→受取証書の交付」

2 本件の争点

貸金債権が譲渡された際に、債務者が異議をとどめないでそれを承諾した場合において、譲受人に対抗することができた事由の存在（みなし弁済規定の要件を充足せず、超過利息部分が元本充当され残元本額が減少したこと）を譲受人が知らなかったが、これについて譲受人に過失があるときには、債務者は、当該事由をもって譲受人に対抗することができるか。

↓

逆にいえば、善意の譲受人が債務者の異議をとどめない承諾によって保護されるためには、善意だけで足りるのか、無重過失が必要か、あるいは無過失まで必要か。

……判例はなく、裁判例および学説はこの問題について考え方が分かれている……

二 先例・学説

1 民法468条1項前段をめぐる従来の議論……前提

(1) 同条項前段の趣旨

異議をとどめない承諾をした債務者は、原債権者に主張できた事由を譲受人に主張できな

くなる⇒「抗弁の喪失」＝「抗弁の切断」＝「抗弁切断効」。

《この規定の沿革》

→ポアソナードが当時のフランスの少数説に沿って作成した草案に由来するもので、それによれば、「承諾」には、公正証書または確定日付のある証書が要求され、「承諾」自体に重みを与えて、軽々な承諾による債務者の負担増加を抑止するといった形で、保護のバランスをとるとの意味が与えられていた。

○ 現行民法では、民法467 条 項が承諾の方式を緩和（債務者対抗要件としての通知・承諾に確定日付のある証書によることを要求しなくなった）ので、この規定の本来のバランスが崩れて譲受人に過度に有利になっている。

(2) 異議をとどめない承諾の効果の説明法

ア. 債務者が意思表示をしたと捉える理解……抗弁放棄説（旧判例）or 債務承認説（石坂）
→この承諾を抗弁事由の放棄の意思表示または新たな債務負担をする債務者の意思表示と解する。

〈問題点〉

- ・この承諾を意思表示と解するのは擬制である（あくまでNot 意思表示＝観念の通知）。
- ・同条項の文言に反する（「前条の承諾」≠債務負担の承認）。

イ. 抗弁事由が存しないとの外観に対する譲受人の信頼を保護し取引の安全を図る……公信力説（判例・通説）

→異議をとどめない承諾に抗弁切断効を認めるのは、その承諾を信頼した「債権譲受人の利益を保護し一般債権取引の安全を保障するため法律が附与した法律上の効果」（最一小判昭和42・10・27 民集21 卷8 号2161 頁）と理解。

〈問題点〉

この承諾には消極的に抗弁切断効が認められるだけで、承諾の公信力により譲受人が積極的に権利を取得できるわけではないので、公信力というのは不適切。

ウ. 異議をとどめない承諾をした以上それに反する主張を認めるべきでない……二重法定効果説（池田）

→同条項は、抗弁事由があるのに債権を譲渡した債権者と、異議をとどめない承諾という意思的行為をした債務者のどちらも責める。つまり、同条項前段は、債務者と譲受人との間では債務者に責任を負わせ、同条項後段は、譲渡人と債務者との間では譲渡人に責任を負わせるものと理解。

エ. 上記④と⑤の両面の要素がある……両面説（淡路）

→民法468条1項前段の趣旨として、譲受人の信頼保護を強調する④の立場と、債務者の行為を責める⑤の立場の双方とも、法定の効果であり、同条項前段にはその両者の意味が込められている。

(3) 譲受人の主観的態様

民法468条1項前段によって保護される譲受人は、「善意ニ限ルヘキ」として、悪意の譲受人は保護せず（大判昭和9・7・11民集3巻516頁→前掲昭和42年最判に踏襲）。

㊦. 善意の譲受人が債務者の異議をとどめない承諾によって保護されるためには、善意だけで足りるのか、無重過失が必要か、あるいは無過失まで必要かは、判例上明らかでなかった。

↓

2 学説・下級審裁判例……先例なし

(1) 学説

ア. 善意説（池田・平井）

→「468条は、そもそも譲受人の態様から譲受人保護を導くものではなく、債務者の行為の評価に力点が置かれているのであるから、譲受人の要件としては善意のみを要求すればよい」（池田）。

→「債権譲渡の自由の拡大・保障という現代的要請のために、譲受人の保護に重きを置くべきものと解すべきである。しかし、対抗しうべき事由につき悪意の譲受人までも保護すべき理由はないから、善意の譲受人に限るという要件を付加すべきである。」（平井）

イ. 善意無重過失説（高木・加藤〔雅〕・淡路）

→「意義を留めない承諾によって作り出された外観は、全く一方的に債務者によるものであり、譲受人の保護に、彼の無過失まで要求することは妥当でない。悪意に準ずる重過失者のみを保護の範囲から除外すればよい」（高木）

→「承諾による抗弁喪失効の基礎は禁反言にあると考える私見からは、『善意・無重過失』の譲受人が保護されると考えたい」（加藤）

→「譲受人が債務者の異議を留めない承諾に瑕疵のない債権としての信頼を置くのは通常のことであって、譲受人が債務者の有しているかもしれない多様な抗弁事由について調査する注意義務を負っている……と解するのは無理があることなどから、無過失は必要でない、と解すべきものと思う。ただし、悪意に準じる重過失は保護の対象から除外してよい」（淡路）

ウ. 善意無過失説（通説・多数説）

→「譲受人の善意・無過失を要すると解すべきである。ただし、表見的なものへの信頼を

保護する制度（公信の原則の適用）として当然だからである」

- 「指名債権が転々流通するのであれば、無過失の要求は流通を阻害するおそれがある……。しかし、指名債権譲渡はそのような機能を果たしていないという認識を前提すると、単なる承諾を行ったに過ぎない債務者を保護する観点から、無過失を要求すべきであると思う。」（内田）
- 「承諾行為により作出された基礎の上に成り立つ信頼を主張しうるためには、譲受人は善意無過失でなければならないと解すべきだということになる。」（潮見）
- 「指名債権の流通保護の要請は手形等ほどには大きくないこと、……債権譲渡の自由といってもその程度であること、承諾という対抗要件が用いられるときは譲受人にそれなりの注意を求めてよいこと、債務者の異議をとどめない承諾による抗弁切断という極めて特殊な効果を積極的に広げるまでもないことから、善意無過失説をとりたい。」（中田）

(2) 下級審裁判例→先例なし

- ア. 善意無過失説……東京高判平成25・7・23、東京高判平成26・6・11（公刊物未搭載）
- イ. 善意無重過失説……東京高判平成25・8・28、大阪高判平成26・8・21（公刊物未搭載）

三 本判決の意義・位置付けおよび評価

1 本判決の論理および意義・位置付け

(1) 論理構成

- ①民法468条1項前段の趣旨は、「譲受人の利益を保護し、一般債権取引の安全を保障することにある（……前掲昭和42年最判……）。そうすると、譲受人において上記事由の存在を知らなかったとしても、このことに過失がある場合には、譲受人の利益を保護しなければならない必要性は低い」。
- ②「実質的にみても、同項前段は、債務者の単なる承諾のみによって、譲渡人に対抗することができた事由をもって譲受人に対抗することができなくなるという重大な効果を生じさせるものであり、譲受人が通常の注意を払えば上記事由の存在を知り得たという場合にまで上記効果を生じさせるというのは、両当事者間の均衡を欠く」

↓
債務者と譲受人の保護のバランス論
⇒譲受人保護の要件として無過失が必要（①）なのは
債務者の単なる承諾による重大な効果発生する（②）から

(2) 意義・位置付け

- ア. 判例法上……民法468条1項前段は、債権譲受人の利益を保護し、一般債権取引の安全を保障するために設けられたものであるから、当該対抗事由のあることを知って譲り受けた悪意の債権譲受人を保護する必要はない（善意説）としていた判例法理（前掲昭和9年大判・昭和42年最判）の中で、本判決は、

善意のほかに譲受人には無過失も必要であるとして、本件争点に対して初めて善意無過失説を採用した。

※従来判例の展開

→民法468条1項前段の「承諾」は、債権譲渡の事実を単に承認するいわゆる觀念の通知であるが、債務者が債務の承認や抗弁の放棄の趣旨で意思表示をしなくても、異議をとどめないで債権譲渡を承諾するだけで、債務者が従来有していた抗弁が譲受人との関係で切断されるという効果が生じる（前掲昭和9年大判）。それは、債権譲受人の利益を保護し一般債権取引の安全を保障するために、法律によって特別に与えられた法律上の効果であるから、この利益を享受できる譲受人には、抗弁事由について悪意の譲受人は含まれない（前掲昭和2年最判）としていた。

㊦. もっとも、異議をとどめない承諾によって、すべての抗弁が切断されるわけではなく、最判平成9・11・11民集1巻0号4077頁は、賭博債権の譲渡につき異議をとどめずに承諾した債務者が、譲受人に対して公序良俗違反による同債権の無効を理由として履行を拒むことを認めた。

⇒違法性の強い債権が満足を受けることを禁ずる法の要請が、
債権譲受人の利益保護の要請を上回るとした。

イ. 学説上の位置付け

→本判決は、外觀保護制度を明言する従来通説である公信力説（我妻説）を採用したものと見る向きもあるが、判旨の文言からは、そうした理解を導くことは困難である。本判決は、債務者と債権譲受人との利益衡量を基本に据えたと捉えるのが素直な理解である（池田）。

……結論的には、善意無過失説であるが、その理由付けとしては、従来この立場に与する学説に見られない独自の理由付けが展開されたと見るべきではないか？

2 本判決の評価

(1) 本判決に好意的な評価

- ①債権取引の安全をどこまで保護すべきかという政策判断に関わるものであり、指名債権における取引安全の要請は、手形・小切手等の有価証券ほど大きくないことに鑑みれば、本判決の判断は妥当なものといえる（角・田中）。
- ②債権取引の安全の要請と、債務者保護の要請の調和の問題として考えるならば、利息制限法違反の取引により生じた債権と知りつつ譲り受けた者は、同法の趣旨に鑑みて、上限金利の超過部分について利息債権への弁済が違法無効になるリスクを引き受けるべきなのであり、当該弁済が例外的に違法なものとなる旧貸金業法3条1項の要件が満たされているという信頼も無条件に保護を受けるものと考えべきではない。

共同研究：債権法改正を考える

→本判決が、譲受人の過失の有無を、特に18条書面の交付の有無について知りえたかどうか、その事情をしく調べるよう差し戻した判断は妥当（本件事案に限っては??）である（山下）。

(2) 本判決に消極的評価（池田）

①手形・小切手の流通（譲受人の無過失必要は流通を阻害）と比較して、指名債権譲渡はそうした機能を果たしていないので、といういささか古すぎる利益衡量を根拠に、本判決の結論を支持する評釈には疑問。

→今日の債権譲渡取引は、多数債権の流動化・担保化という形態で企業の資金調達手段として大量に行われており、手形の個別的決済・割引貸付機能とは大きく異なる。むしろ、近時は、手形以上の債権譲渡取引は重要な経済的機能を果たしている。

②本判決を債権譲渡取引一般に敷衍してよいものかは疑問。多数債権の譲渡取引一般に敷衍して考えると、確認しなかった譲受人に僅かな過失があったとしても、異議をとどめない承諾をした債務者からの抗弁主張を許すことは、かえって取引の安定を害する。

四 若干の検討

1 私見による本判決の意義・位置付け

→私見も、本判決の意義・位置付けについては、公刊されている評釈と基本的に同様

①善意のほかに譲受人に無過失も必要とした初めての最高裁判決（最高裁として初めて善意無過失説採用）。

②従来の通説・多数説（＝公信力説）を単純に採用したのではなく、債務者と譲受人との双方の事情を利益衡量して調整するとのバランス論を採用。

2 本判決の検討

(1) 本判決の射程……債権譲渡取引一般に適用ありと分析

→本判決の判旨の文言からは、債権譲渡の取引形態等に限定を付していないので、その法理は、債権譲渡取引一般に適用される。

(2) 本判決の問題点

→上記のような射程であるとする、多数債権の譲渡取引における債権の流通促進という現代的要請には逆行する判決とならないか？

→事態やケースを特定して、本判決のような法理を限定的に適用すべきではなかったか？

(3) 本判決に対する私見による評価⇒【反対】

→私見としては、本件争点については、一般論として、善意説を採用すべきと考える。

⇔しかし、例外として、本件のような貸金債権の業者間譲渡のような債権譲渡取引においては、譲受人に無過失を要求する本判決の法理は妥当であると考えられる。

異議をとどめない債権譲渡の承諾と譲受人の過失

……事態・ケースを限定するための理由としては、貸金業者間に限った貸金債権譲渡取引では、譲受人の貸金業法における要件充足の確認・認識など、当該取引に対する十分な注意をしなければならない。

五 おわりに一債権法改正における民法468条1項前段の取扱い

1 新民法では本条項は削除……民法（債権関係）改正法案では異議をとどめない承諾の規定は削除予定

(1) 債務者が債権譲渡の認識をしたという承諾（「前条の承諾」ならば承諾は観念通知でよい）だけ出一切の抗弁を対抗できなくなるというアンバランスな法定効果の問題は消滅する。

(2) 法制審で規定はなくとも債務者がその意思表示より抗弁を放棄することは自由とされた。
⇨異議をとどめない承諾の経済的機能を抗弁放棄の意思表示で代替できると考えるのか??

2 債権法改正後に生じると予想される問題

(1) 消費者保護の見地から

→消費者保護の観点からは、これまでは、異議なき承諾をさせられていた債務者（消費者）が、今度は抗弁放棄を強要されるので、問題の本質は民法改正後も変わらないのではないか??
……アンバランスな法定効果の問題は依然として残るのでは?⇒もっと、悪くなる??

(2) 意思表示の一般理論の適用可能性

→抗弁放棄や債務承認となると、意思表示の一般理論がそのまま適用されることになり、本件のようなケースに錯誤規定の適用問題が再浮上することになる。

以上